
放送人権委員会決定 第73号
「オウム事件死刑執行特番に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「オウム事件死刑執行特番に対する申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 松本 麗華
被申立人 株式会社 フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『FNN報道特別番組 オウム松本死刑囚ら死刑執行』

放送日 2018年7月6日（金）

放送時間 午前9時50分～11時25分

【決定の概要】	3ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	5ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5ページ
2. 本件放送の内容	5ページ
3. 論点	6ページ
II 委員会の判断	7ページ
1. 今回の死刑執行報道の特殊性と本件番組の意義	7ページ
(1) 今回の死刑執行報道の特殊性	7ページ
(2) 本件番組の意義	7ページ
2. 敬愛追慕の情の侵害による人権侵害について	8ページ
(1) 判断方法	8ページ
(2) フリップ及び「執行」シール貼付の手法による人権侵害について	9ページ
(3) 伊藤芳朗弁護士の発言による人権侵害について	10ページ
(4) 事実関係の誤りによる人権侵害について	12ページ
(5) 小括	13ページ
3. 放送倫理上の問題について	13ページ

Ⅲ	結論	14
	補足意見	14
Ⅳ	放送概要	16
Ⅴ	申立人の主張と被申立人の答弁	21
Ⅵ	申立ての経緯と審理経過	23

【決定の概要】

申立ての対象は、2018年7月6日にフジテレビが放送した『FNN報道特別番組 オウム松本死刑囚ら死刑執行』（以下、「本件番組」という）である。本件番組は、地下鉄サリン事件などオウム真理教による一連の事件で死刑が確定したオウム真理教の教祖・麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚ら、教団の元幹部7人の死刑執行に関する情報を、中継やスタジオ解説などを交えて報じた。

申立人は松本元死刑囚の三女で、本件番組は、死刑囚の顔写真を一覧にしたフリップに「執行」の表示を印字やシール貼付で行ったことなどの点で、人の命を奪う死刑執行をショーのように扱い、また、父親の死が利用されたことや父親に対する出演者（被害対策弁護団の伊藤芳朗弁護士）の「松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きていだけで悪影響というものはある」という発言が放送されたことによって、名誉感情（敬愛追慕の情）を害されたなどとして、フジテレビに謝罪を求め、BPO放送人権委員会に申立てを行った。これに対しフジテレビは、速報情報を生放送で扱う時間的、技術的制約の下、複数の死刑執行の情報等を迅速に分かりやすく伝えたものであり、人権や表現上の配慮を十分行っている、などと説明している。

まず、本件番組の意義について検討すると、本件番組は、戦後犯罪史上屈指の重大事件の首謀者や、事件において重要な役割を果たした者の死刑が執行され、または執行されようとしているという極めて公共性の高い出来事を、公益を図る目的によって放送したものである。

人権侵害に関しては、申立人の故人に対する敬愛追慕の情の侵害の有無が問題となる。敬愛追慕の情の違法な侵害があったと言えるかは、諸事情を総合考慮して社会的に妥当な許容限度（受忍限度）を超えたかどうかによって判断する。

フリップ及び「執行」シール貼付の手法による人権侵害の有無については、申立人の立場からすれば、悲しみに追い打ちをかけられたと感じることも当然だとは思われるものの、生放送で速報情報を扱う時間的、技術的制約の下で、複数の死刑囚の執行情報を視聴者に分かりやすく伝えるという目的の正当性があり、「執行」の文字の大きさや色などについて配慮がなされていることなどからすれば、必要性・相当性も認められる。

「執行」シールを貼付する場面についても、それは1回だけであり、時間もごく短いもので、貼付行為そのものに注意を促すような出演者の言動もなかったことから、一般視聴者に対してシールの貼付自体が殊更に強い印象を与えたとも言えない。シール貼付には、迅速かつ正確に最新情報を伝える現実的な手法として必要性・相当性が認められる。

以上より、フリップ及び「執行」シール貼付の手法の利用は、本件番組が死刑執行

直後であることを考慮しても、申立人の故人に対する敬愛追慕の情を許容限度を超えて侵害するものではない。

伊藤弁護士の発言による人権侵害については、その発言の趣旨は、現在も教団の後継諸団体に対して松本元死刑囚が影響力を有しており、無差別大量殺人に及ぶ危険性があるという状況の下で、被害対策弁護団の一員として「松本死刑囚の死刑執行までに時間がかかれば、それだけ悪影響はある」というものであり、それに加えて、死刑執行がなされない限り、被害者・遺族に不安を与え続けていたという趣旨も含まれていると、一般視聴者には理解される。同元死刑囚の教団の後継諸団体への影響力の点は、公安審査委員会や公安調査庁の認識を踏まえれば虚偽ではなく、また、本件発言は、同元死刑囚を首謀者として遂行された戦後犯罪史上屈指の重大事件の被害者や遺族の被害感情を代弁する発言の一部として述べられたものであることからすれば、表現として不相当であるとも言えず、本件発言は、本件番組が死刑執行直後であることを考慮しても、申立人の故人に対する敬愛追慕の情を、許容限度を超えて侵害するものではない。

本件番組には、元死刑囚らの移送された先の拘置所名や、元死刑囚らのかつての教団内での地位などについて誤りがあるが、一般に、生放送中にミスが生じることはありうることであって、また、そのほとんどは最終的には実質的に修正されているため、誤りがあることをもって死刑をショー化する等の意図があったとは言えない。

放送倫理上の問題について、申立人は、本件番組が死刑をショー化しており、人命を軽視し、視聴者に不快感を与えるなどとして日本民間放送連盟放送基準や放送倫理基本綱領に違反すると主張する。しかし、前述のとおり、本件番組は、極めて公共性の高い出来事を、公益を図る目的によって放送したものであるし、「執行」シールを貼るという手法も、死刑の執行をことさらショーのように扱ったものではなく、放送倫理上の問題があるとは言えない。

以上のとおり、委員会は、本件番組に人権侵害の問題はなく、放送倫理上の問題も認められないと判断する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、2018年7月6日にフジテレビが放送した『FNN報道特別番組 オウム松本死刑囚ら死刑執行』である。本件番組は、地下鉄サリン事件などオウム真理教による一連の事件で死刑が確定したオウム真理教の教祖・麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚ら、教団の元幹部7人の死刑執行に関する情報を、中継やスタジオ解説などを交えて報じた。

申立人は松本元死刑囚の三女で、本件番組は、死刑囚の名前と顔写真を一覧にしたフリップに「執行」の表示を印字やシール貼付で行ったことなどの点で、人の命を奪う死刑執行をショーのように扱い、また、父親の死が利用されたことや父親に対する出演者（被害対策弁護団の伊藤芳朗弁護士）の「松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きていだけで悪影響というものはある」という発言が放送されたことによって、名誉感情（敬愛追慕の情）を害されたなどとして、フジテレビに謝罪を求め、BPO放送人権委員会に申立てを行った。

これに対しフジテレビは、速報情報を生放送で扱う時間的、技術的制約の下、複数の死刑執行の情報等を迅速に分かりやすく伝えたものであり、人権や表現上の配慮を十分行っている、などと説明している。

第274回委員会で、本件申立ては運営規則第5条に照らし、要件を満たしているとして審理入りすることを決定した。

2. 本件放送の内容

本件番組は、予定を急きょ変更して放送された報道特別番組で、松本元死刑囚をはじめ、教団幹部だった井上嘉浩元死刑囚、中川智正元死刑囚、早川紀代秀元死刑囚、新実智光元死刑囚、土谷正美元死刑囚、遠藤誠一元死刑囚の計7人の死刑執行に関する情報を速報する形で、午前9時50分から11時25分までの約1時間35分放送された。

番組全体は、各死刑囚の刑の執行情報のほか、各地の拘置所やオウム真理教の後継諸団体の施設などからの中継、オウム真理教家族の会会長と被害対策弁護団の弁護士のスタジオ出演、社会部デスクの解説、官房長官や被害者遺族の記者会見、死刑執行手続の説明、海外メディアの反応などによって構成された。

このうち刑の執行情報は、死刑囚の資料映像にスーパーを表示する方法のほか、死刑囚13人の名前と写真を一覧にしたフリップを使い、執行が行われた死刑囚に「執行」

という表示を印字やシール貼付によって行う手法で、随時更新して伝えられた。

本件番組放送中に執行の情報が入った3人のうち2人については、アナウンサーが手元のフリップ上の写真に「執行」と書かれたシールを貼る場面が放送された。

スタジオ出演した被害対策弁護団の伊藤芳朗弁護士は、死刑執行を受けて「世間の皆さんもそうでしょうし、我々も松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きているだけで悪影響というものはあるというふうに思っておりましたので、これだけ時間がかかってしまったことについては残念に思います」などとコメントした。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

- フリップの利用、「執行」シールの貼付等の手法が死刑をショー化するものとして申立人の敬愛追慕の情を違法に侵害するものと言えるか。
- 伊藤芳朗弁護士の発言が申立人の敬愛追慕の情の侵害と言えるか。
- 本件番組内での事実関係の誤り及びそれらへの対応に関する放送倫理上の問題の有無。

II 委員会の判断

1. 今回の死刑執行報道の特殊性と本件番組の意義

(1) 今回の死刑執行報道の特殊性

オウム真理教による一連の事件は、多数の被害者を生み、また、現代日本社会の病理を明るみに出したという意味でも、戦後犯罪史上屈指の重大事件であった。そして、本件番組において死刑の執行が伝えられた7人は、首謀者である松本元死刑囚をはじめ、これら一連の事件の中でも重要な役割を果たした者たちであった。

今回の死刑執行は、1日で7人もの刑が執行された点で前例のないものであったほか、報道との関係でも、フジテレビをはじめほとんどのキー局で報道特別番組が組まれ、3人の死刑囚については本件番組開始後に執行の情報が入ってくるなど、時々刻々と変化する状況が伝えられたという点でも異例のものであった。

死刑執行に関する情報公開は遅れており、法務省が執行の事実と人数とを事後公表するようになったのが1998年、執行後に氏名の発表を始めたのは2007年のことである。その他の詳細は現在もほとんど明らかにされない。これに対応して、報道も執行後に何の前触れもなく速報されるのが通常であり、それと比較すると今回の報道の異例さが理解されよう。

執行の情報が入るのに応じてフリップに「執行」シールを貼付する本件番組の手法に対しては、申立人からのほか、インターネット上を中心に批判的な意見が示された。もっとも、申立人がヒアリングにおいてこうした手法を取らなかった他局の番組に対しても問題を指摘しているように、執行をリアルタイムに報道するということが、申立人のような立場の者に衝撃を与えた理由であることは想像に難くない。

この点について、確かに、死刑廃止の国際的な潮流がある中、眼前で生じている事象を伝えることだけではなく、死刑制度の是非といった根本的な問題に踏み込むことが、あるべき報道の姿ではないかという意見もあろう。しかし同時に、戦後犯罪史上屈指の重大事件の首謀者や重要な役割を果たした者の死刑が執行されようとしている際に、それを速報することが報道機関の役割であることもまた明らかである。その意味で、リアルタイムに報道すること自体が、直ちに死刑をショー化したとか、人間の尊厳を侵すものであるとか、遺族の敬愛追慕の情を不当に害したとすることはできないだろう。以下の検討でも、この点は前提として踏まえる必要がある。

(2) 本件番組の意義

本件番組は、死刑執行の情報を受けて急ぎよ放送された報道特番であり、時々刻々と入ってくる最新情報を交えつつ、各地の拘置所やオウム真理教後継諸団体の施設等

からの記者による中継、スタジオでの社会部デスクによる解説、オウム真理教家族の会長及び被害対策弁護士の出演、官房長官の会見、被害者遺族の会見、各死刑囚及び刑場等につき事前に準備していたVTRの放送等によって構成されていた。

オウム真理教関連の裁判がすべて終結し、2018年3月には一部の死刑囚が各地の拘置所に分散して移送されて以降、遠からず執行がなされることは予想されており、フジテレビも、同年4月以降、本件番組の準備を進めてきていた。特に、6月には、本件番組のリハーサルを実施し、刺激が強すぎると思われるところを修正するなど(具体的には、「執行」という印字及びシールのサイズを小さくしたり、色を赤から黄色に変更したことなど)、演出の仕方も含めて検討を行ったという。

こうして放送された本件番組には、全体として、報道番組の通常スタイルを逸脱している点は見受けられない。これに関連して、申立人は、CMに入る前にCM後の内容を予告するテロップや音楽が放送されることがバラエティ番組感覚によるものであると主張するが、フジテレビによれば、これは報道特番の通常の方法であるということであり、委員会としても、報道番組の通常スタイルを逸脱しているとは言えないと判断する。

以上からすれば、本件番組は、戦後犯罪史上屈指の重大事件の首謀者や、事件において重要な役割を果たした者の死刑が執行され、または執行されようとしているという極めて公共性の高い出来事を、公益を図る目的によって放送したものである。

2. 敬愛追慕の情の侵害による人権侵害について

(1) 判断方法

申立人は、人権侵害に関し、心の静謐を害され、また名誉感情を傷つけられたと主張しているが、委員会は、フリップの利用等の手法と伊藤弁護士の発言による人権侵害の有無は、次に述べるとおり、申立人の敬愛追慕の情の侵害との関係で問題となると判断する。

死刑執行の対象となった者は故人であり、もはや権利の主体ではないため、その名誉や名誉感情の侵害の問題は生じないと通常考えられている。他方、裁判例上、故人が誹謗中傷された場合、故人に対する敬愛追慕の情を侵害されたことについて近親者に法的救済が与えられている(東京高裁1979年3月14日判決〔「落日燃ゆ」事件〕など)。そうすると、故人に対する敬愛追慕の情の侵害は、委員会の判断の対象となる人権侵害となりうるというべきである。

もっとも、敬愛追慕の情の侵害が違法だとされるのは、社会的に妥当な許容限度(受忍限度)を超えた侵害があった場合に限りされるとされており、それは主観的にはな

く客観的に判断される。許容限度を超えたかどうかは、死亡からの期間、死者と遺族との関係等のほか、当該表現行為の目的の正当性、手段の必要性・相当性等の諸事情を総合考慮して判断すべきである。

このうち、死亡からの期間については、本件番組はまさに死刑執行直後のことであって敬愛追慕の情を保護する必要性の高い時期である。

(2) フリップ及び「執行」シール貼付の手法による人権侵害について

申立人は、刑が執行された死刑囚の写真を示したフリップに「執行」シールを貼っていった本件番組は、人の命を奪う死刑執行をショーのように扱っているとし、また、大きな文字のテロップで流した方が格段に分かりやすく、シールを貼る必要性はないし相当性もないと主張する。

申立人はまた、「サーカスのように、公開処刑のように見世物にされているように感じられ、身内と見知った人たちを失った悲しみに打ちのめされているところに、追い打ちをかけられるもの」であるとも述べている。オウム真理教の教祖の娘として社会から厳しく疎外されながらも、父親に対する思いを持ち続けてきた申立人の立場からすれば、このような感情を抱くのも当然のことであると思われる。

他方、フジテレビによれば、フリップ及び「執行」シール貼付による手法を採用したのは、生放送で速報情報を扱う時間的、技術的制約の下で、複数の死刑囚の執行情報を視聴者に分かりやすく伝えるためだという。

確かに、オウム真理教関係者の死刑囚は13人もおり、本件番組が放送された日などの順序で誰が執行されるのかは事前に分からず、また同日に合計何人の執行がなされるのかも不明だったことからすれば、執行されるたびに1人ずつテロップで表示したり、あるいは執行された者の氏名の一覧を表示するといった方法と比較して、フリップ及び「執行」シール貼付により説明する手法は、誰が執行され誰が執行されていないのかという情報が一覧できることも含め、視聴者にとって理解しやすいものであったと言える。また、前述のように、「執行」という文字の大きさや色などについても配慮がなされている。以上からすれば、こうした手法には目的の正当性があり、必要性・相当性も認められる（なお、「執行」シール貼付に関しては、後にさらに検討を行う）。

このことに加え、前述（1（2））のような本件番組全体の意義を踏まえれば、フリップ及び「執行」シール貼付の手法に死刑をショー化する意図があったとは言えない。

以上のことから、フリップ及び「執行」シール貼付の手法は、本件番組が死刑執行直後であることを考慮しても、申立人の故人に対する敬愛追慕の情を、社会的に妥当な許容限度を超えて侵害するものとは言えない。ただし、申立人が主張するような不当性は、「執行」シールをまさに貼付する場面において特に問題となると思われるの

で、以下ではこの点についてさらに検討する。

「執行」シールを貼付する場面が放送されたのは2人（土谷、遠藤の両元死刑囚）に関してである。申立人とこれら2人との間には血縁関係がないため、そもそも敬愛追慕の情の侵害を主張できるかどうか問題となる。

この点について、2人のうち遠藤元死刑囚については、幼少の頃から兄のようにずっと面倒を見てもらったと主張されているものの、申立人の主張やヒアリングの結果からは、申立人と同元死刑囚との関係が、血縁関係に匹敵するようなものかどうかは不明であった。しかし、オウム真理教の教祖の三女としての申立人の特殊な生育環境の中で、申立人と同元死刑囚との間に相応の深い人間関係があったと推察されること、また、「執行」シールを貼付し、その場面を放送する手法の是非について有識者からインターネット上で指摘があり、また、後日の新聞記事で問題とされるなど、一定の議論が生じたことを考慮し、こうした手法について、目的の正当性、必要性・相当性の観点から判断する。

実際に貼付する場面が放送されたのは、前述のように土谷、遠藤の両元死刑囚の2人であり（同時に貼付されたので場面としては1回である。また、新実元死刑囚についてはVTRの放送中であったため、貼付する場面は放送されていない）、その間の時間も約12秒間とごく短いものであった。また、その間、フリップは大写しにされていたものの、「執行」シールの貼付行為そのものに注意を促すような出演者の言動もなかったことから、一般視聴者に対してシールの貼付自体が殊更に強い印象を与えたとも言えない。他方、生放送中に、「執行」という最新情報を印字したフリップを新たに用意することは、迅速性や正確性を考慮すると容易でなかったから、「執行」シールの貼付は迅速かつ正確に最新情報を伝える現実的な手法として、必要性・相当性が認められ、また、前述のとおり目的も正当である。

以上からすれば、本件番組が死刑執行直後であることを考慮しても、「執行」シール貼付の場面の放送についても、申立人の故人に対する敬愛追慕の情を社会的に妥当な許容限度を超えて侵害するものとは言えない。

（3）伊藤芳朗弁護士の発言による人権侵害について

申立人は、伊藤弁護士の「松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きていだけで悪影響というものはある」という発言（以下、この部分を「本件発言」という）は遺族の名誉感情を害すると主張するため、次にこの点について検討する。なお、名誉感情侵害との主張は、本決定では、遺族の敬愛追慕の情の侵害を主張するものとして理解する。

本件発言の前後のやり取りは、次のようなものであった（本件発言部分には下線を施した）。

アナウンサー) スタジオの被害対策弁護団の伊藤さん。まあ非常にこれまで長い長い闘いが一つあったわけなんですけれども、今回の死刑執行を受けて、今どういうふうにお考えでしょうか。

伊藤弁護士) まあ率直なところ、やっどここまでできたかという感想です。私にとっては、平成元年の11月に坂本さんが一家でいなくなったというところが、この関わりのとっかかりだったんですが、それから本当にこの平成が終わる、この間際まで死刑執行にかかってしまったということは、残念でもありますが、そのプロセス自体は、私自身は法律家としては理解しておりますので、まあやっどここまでたどり着けたというふうに思っております。

アナウンサー) その残念ではあるという部分はどこをポイントとして。

伊藤弁護士) どうしてまあこんなに長くかかってしまったのかというところはあるんですね。ただ、まあそれを言い出すと、高橋受刑者が長く逃亡していたりとか、その間、証人で呼ばれる可能性がある以上、死刑執行するわけにはいかないとか、そういう事情は理解できますが、ただやはり、まあ世間の皆さんもそうでしょうし、我々もあのまあ、松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きていだけで悪影響というものはあるというふうに思っておりましたので、これだけ時間がかかってしまったことについては残念に思います。

アナウンサー) 伊藤芳朗弁護士は被害者や家族の方々と寄り添ってこられました。改めて死刑執行まで、その20年以上かかってしまった、これは被害者や家族の方々、きょう、どのように受け止めていらっしゃると思いますか。

伊藤弁護士) まあ被害者、それからご遺族の方々はですね、その、死刑執行でまた、終わるわけではないですが、一つの区切りというふうに考えていらっしゃるだったので、まあある意味ほっとされた部分はあるだろうと思っております。

本件発言の趣旨について、フジテレビは、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とすれば、死刑判決確定にもかかわらず長期間死刑が執行されず、その間、公安審査委員会決定(2018年1月22日)が「松本は、現在も、被請求団体〔委員会注：アレフその他オウム真理教の後継諸団体を指す〕の活動に影響力を有していると認められる」「現在も、かかる危険な教義を保持し、かつ、これを構成員の行動規範としているから、殺人を明示的に進める綱領を保持していると認められる」、「現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる」等認定している状況の下、被害対策弁護団の一員として「松本死刑囚の死刑執行までに時間がかかれば、そ

れだけ悪影響はある」との趣旨で発言したことは明らかであるとする。

これに対して申立人は、本件番組では公安審査委員会の決定に触れておらず、視聴者はそうした情報をもとに判断できないし、伊藤弁護士がどのような活動をしてきたか明確でなく、被害対策弁護団の一員として発言したと理解することも容易ではないと主張する。また、この発言を受けて画面に表示された「松本死刑囚が生きただけで悪影響」というテロップによってもこの発言が視聴者の記憶に強く残るとする。

しかし、上記のような公安審査委員会による認定は、2000年1月28日の観察処分決定以来、6度の更新決定において繰り返し述べられ、公安調査庁が毎年公表している「内外情勢の回顧と展望」にも同様の認識が示されている。そして、この点は、報道等を通じて広く社会に伝えられており、一般視聴者は、その概略を踏まえたうえで本件発言を聞かざらう。また、伊藤弁護士が被害対策弁護団の一員であることは、本件番組内でも口頭及びテロップで紹介されているし、被害者・遺族の立場からの発言であることは、本件発言の前後の文脈からも明らかである。

以上からすれば、一般視聴者は、本件発言を、フジテレビの主張するような形で詳細かつ明確に理解するかどうかはともかく、概略においてそのような趣旨のものとして捉えると言える。また、本件発言の直後に、伊藤弁護士は、被害者及びその遺族は死刑執行で一つの区切りと考えていた旨の発言もしており、それからすると、本件発言には、死刑執行がなされない限り、被害者・遺族に不安を与え続けていたという趣旨が含まれていると受け取ることも可能だろう。

いずれにしても、松本元死刑囚の教団の後継諸団体に対する影響力の点は、公安審査委員会や公安調査庁の認識を踏まえれば虚偽であるとは言えず（あるいは、真実であると信ずるに足る相当の理由があるといえ）、また、本件発言は、松本元死刑囚を首謀者として遂行された戦後犯罪史上屈指の重大事件の被害者や遺族の被害感情を代弁する発言の一部として述べられたものであることからすれば、表現として不相当であるとも言えない。以上からすれば、本件発言は、本件番組が死刑執行直後であることを考慮しても、申立人の故人に対する敬愛追慕の情を、許容限度を超えて侵害するものとは言えない。

（４）事実関係の誤りによる人権侵害について

申立人は、本件番組には、中川、早川両元死刑囚の移送された先の拘置所名や、井上、早川両元死刑囚のかつての教団内での地位などについて複数の誤りが含まれるが、番組内で訂正されたのは1か所のみで、ほかに訂正されていない箇所や、訂正されたかどうか判別できない箇所があるとしたうえで、こうした正確性の軽視は、死刑をショー化し面白おかしく伝えようとする姿勢を裏付けていると主張する。

これに対して、フジテレビは、すべてについて明示的に訂正したわけではないこと

を認めつつ、いずれも最終的には本件番組内で正しく放送され、正確性に欠ける内容ではないとする。

これらの誤りについては、それ自体でそれぞれの元死刑囚の人格権や人格的利益を侵害するようなものではなく、これらが人権侵害の問題に関わるとすれば、申立人の主張にもあるように、死刑をショー化し面白おかしく伝えようとするのが本件番組の目的であり、公益目的が欠如しているのではないかという角度からであろう。

これらの誤りについてフジテレビは、指摘されたような誤りは、単純な言い間違いであって、申立人が主張するような意図があるわけではないとする。確かに、一般に、時々刻々と新しい情報がもたらされるなかでの生放送では、混乱の中、ミスが生じることはありうることであって、また、本件番組ではこれらの誤りは最終的にはほとんどが実質的に修正されており、フジテレビの説明は不自然ではない。

したがって、事実関係の誤りがあることをもって、死刑をショー化する等の意図があったとは言えない。

(5) 小括

以上のとおり、本件番組は申立人の故人に対する敬愛追慕の情を違法に侵害するものとはいえず、人権侵害は認められない。

3. 放送倫理上の問題について

申立人は、本件番組が死刑をショー化しており、人命を軽視し、視聴者に不快感を与えるなどとして日本民間放送連盟放送基準（第1条、第15条、第33条、第43条、第55条、第65条）や放送倫理基本綱領の3番目の項目に違反すると主張する。しかし、前述（1（2））のとおり、本件番組は、戦後犯罪史上屈指の重大事件の首謀者や事件において重要な役割を果たした者の死刑が執行され、または執行されようとしているという極めて公共性の高い出来事を、公益を図る目的によって放送したものであり、執行の情報をリアルタイムで放送すること自体に問題があるとは言えない。また、前述（2（2））のとおり、「執行」シールを貼るという手法も、事実を迅速、正確に伝えるために行われたもので、死刑の執行をことさらショーのように扱ったものではない。以上より、放送倫理上の問題があるとは言えない。

また、申立人は、本件には前述（2（4））のような事実関係の誤りがあり、訂正がなされていない点でも前記放送基準（第32条、第38条）に違反すると主張するが、この点は、申立人と血縁関係にある松本元死刑囚に関するものではなく、その他判断を行うべき特段の理由もないことから、判断を行わないこととする（放送人権委員会運営規則第5条第1項第6号前段参照）。

III 結論

以上のとおり、委員会は、本件番組に人権侵害の問題はなく、放送倫理上の問題も認められないと判断する。

なお、本決定には、以下の補足意見がある。

補足意見

私たちも、本件番組に人権侵害はなく、放送倫理上の問題もないとすることについて異論はない。このうち、申立人が、本件番組が死刑をショー化しており、人命を軽視し、視聴者に不快感を与えるなどして放送倫理上問題があるとする主張について、私たちは、死刑の執行状況をほぼリアルタイムで取り扱うという特殊な状況下において、いかなる配慮が必要であったかについて検討することが有意義であると考え、その観点から補足する。

本件番組は、13人のオウム真理教関係の死刑囚のうち4人の死刑が執行された情報が入った直後のタイミングで放送が始まり、放送中に、さらに3人の死刑執行が続報として放送されている。このため、結果的に、放送でも登場する拘置所の中で、死刑が執行された直後、あるいは執行されつつあるという状況を放送するものとなった。国による死刑執行の発表は、本件番組の後に法務大臣によって行われている。

死刑は人の命を奪う刑罰であり、それが法律に基づいて裁判を経て行われたものであるとしても、家族その他の関係者にとっては、執行が行われた直後、あるいは現に執行が行われているという状況をリアルタイムで放送され、突きつけられることは、強い精神的な衝撃を受けるものであろう。

このような状況において、死刑の執行の状況をいたずらに刺激的に伝えたり、死刑の応報的な側面のみに着目して被害感情の充足だけをことさらに強調するようなことがあれば、執行を受ける者の関係者のみならず、一般の視聴者にも嫌悪感や不快感を与え、人命に対する配慮を欠くこととなる可能性があり、この点での配慮が必要であると考えられる。

しかし、決定文中にあるとおり、本件番組は、戦後犯罪史上屈指の重大事件の首謀者らの死刑の執行という極めて公共性の高い出来事を、公益を図る目的で放送したものであり、死刑執行直後ないし執行がなされているタイミングで放送することに問題があるとは言えないと考える。また、決定文が敬愛追慕の情の侵害の有無で検討したとおり、「執行」というシールを貼ることについても、事実を迅速・正確に伝えるために必要かつ相当な手法であったと考えられる。その他の部分についても、死刑の理由

となった犯罪事実やそれらへの死刑囚のかかわりについて事実に即して説明し、被害者のコメントのみならず、死刑囚と面会したことのあるオウム真理教家族の会の会長などが死刑囚の執行前の状況を語るなどしており、客観的で冷静な報道とすることができる。

これらを踏まえ、私たちも本件番組には放送倫理上の問題もないと考えたので、補足する。

(市川正司、國森康弘、水野剛也)

IV 放送概要

被申立人提出のDVD等による本件放送の概要（申立関連部分を中心に記載）

※T(テロップ)は一部を抜粋

時間	映像	音声または主な内容
9:50	<p>〈スタジオ〉</p> <p>アナウンサー男女2人 タイトル) 速報 オウム真理教 松本死刑囚ら4人の死刑執行</p>	<p>女性アナウンサー)</p> <p>この時間は予定を変更して、オウム真理教の松本智津夫死刑囚ら4人の死刑執行についてお伝えします。</p>
	<p>〈VTR〉</p> <p>松本死刑囚ほか</p> <p>T)</p> <p>死刑執行 オウム真理教・教祖 松本智津夫死刑囚</p> <p>死刑執行 井上嘉浩死刑囚</p> <p>死刑執行 中川智正死刑囚</p> <p>死刑執行 早川紀代秀死刑囚</p> <p>T)</p> <p>松本死刑囚ら4人 死刑執行 他3人 死刑執行手続き進む</p>	<p>男性アナウンサー)</p> <p>地下鉄サリン事件などで死刑が確定していた、オウム真理教の教祖・麻原彰晃こと松本智津夫死刑囚ら4人の死刑が執行されました。また、ほかの3人についても死刑執行の手続きが進められています。</p> <p>死刑が執行されたのは4人で、オウム真理教の教祖・麻原彰晃こと松本智津夫死刑囚、そして裏の実行部隊、諜報省のトップだった井上嘉浩死刑囚、また松本死刑囚の主治医で、教団幹部へと上りつめた中川智正死刑囚、坂本弁護士一家殺害事件などに関わった早川紀代秀死刑囚です。</p> <p>教祖の松本死刑囚は、13人が死亡し6300人以上が負傷した地下鉄サリン事件や坂本弁護士一家殺害事件など、13の事件でいずれも犯行を首謀したとして殺人などの罪に問われ、2006年9月に最高裁で死刑が確定しました。オウム真理教の一連の事件では、松本死刑囚を含めて合わせて13人の死刑が確定していました。13人のうち、すでに松本死刑囚ら4人の死刑が執行され、ほかの3人についても死刑執行の手続きが進められています。</p>
	<p>〈スタジオ〉</p>	<p>それでは、法務省前から中継です。</p>
9:51	<p>〈中継〉</p> <p>法務省前 社会部記者</p> <p>〈VTR〉</p> <p>松本死刑囚ほか</p> <p>タイトル)</p> <p>速報 オウム真理教事件 松本死刑囚ら7人の死刑執行へ</p>	<p>はい、こちらは法務省前です。けさ、松本死刑囚ら4人の死刑が執行されたという一報が入ってきました。いつ執行されてもおかしくないという状況ではあったんですが、国会会期末が有力視されていました。そんな中、国会会期中のけさ、執行されたという情報です。地下鉄サリン事件など、凄惨な事件が起こった現場の一つとも言えるこちら霞ヶ関駅なんですけど、ここ法務省ではこのあと上川法務大臣が自らの口で死刑執行について会見を行います。きょう死刑が執行された松本智津夫死刑囚、そして早川紀代秀死刑囚、中川智正死刑囚、井上嘉浩死刑囚は、再審請求を繰り返していました。松本死刑囚以外の3人については、ことし3月に、それぞれ拘置所に移送されていました。拘置所に移送されたのは7人、このほかにもまだ4人います。そして、この4人に関しては再審請求も繰り返していました。しかし法務省は、再審請求中に死刑を執行できないという法律はない。再審請求を繰り返すかぎり永久に執行で</p>

		<p>きないとして、去年ですね、異例ともいえる再審請求中の死刑囚の死刑を執行していたということもあります。今回法務省は、一連のオウム真理教の事件で確定した13人の死刑囚のうち4人を、今の段階で執行しています。今後、残りの死刑囚らについても、本人の心情だったり、教団の後継団体への影響を考慮して行うとみられています。とある関係者によりますと、松本死刑囚を特別扱いしたくはないと。ほかの死刑囚に関しても間隔を空けることはできない、全員近いタイミングでやらないといけない、と話していました。一つの施設では一度に大勢の執行はできないということもあって、ことし3月に7人がそれぞれ拘置所に移送されていたわけです。今後、残る9人の執行の時期が注目されています。こちら、法務省前でした。</p>
<p>9:54</p>	<p>〈スタジオ〉 アナウンサー2人</p> <p>フリップ 「死刑囚が関与した主な事件」</p> <p>永岡会長・伊藤弁護士</p> <p>T)永岡弘行さん オウム真理教家族の会長 長男の救出活動中 自らもVXガ スで襲撃受ける T)伊藤芳朗弁護士 坂本堤弁護士事件などオウム事件 に関わる 被害対策弁護団</p> <p>永岡会長</p>	<p>男性アナウンサー) オウム真理教が関わりました13の事件、主な事件が、松本サリン事件、そして地下鉄サリン事件、坂本一家殺害事件(ママ)なのですが、まずは松本智津夫死刑囚、13の事件すべての犯行の首謀者として殺人の罪に問われていました。そして早川紀代秀死刑囚、広島拘置所に移送されていましたが、教団裏のトップ。そして送迎役、散布役という大阪拘置所に移送されていた井上嘉浩死刑囚。さらに、教団ナンバー2の位置にいた福岡拘置所に移送されていた中川智正死刑囚。この4人の死刑囚の死刑執行が確定しています。それでは、スタジオ・・・。</p> <p>女性アナウンサー) 中川死刑囚は広島に移送されていましたね。</p> <p>男性アナウンサー) はい、あ、失礼しました。 それでは、スタジオにはですね、家族会の会長の(ママ)永岡弘行さんにお越しいただいています。永岡さん、よろしくお願いたします。</p> <p>女性アナウンサー) そして、オウム真理教の被害者対策弁護団(ママ)として長らく活動を続けていらっしやいました伊藤芳朗弁護士にもお越しいただきました。よろしくお願いたします。</p> <p>男性アナウンサー) 永岡さん、20年以上訴え続けてきたこの家族会の考え方、思い、この一つの死刑をもってすべてが終わりということではありませんが、現在の、今のお気持ちいかがですか。</p> <p>永岡会長) 開口一番あの、何の関わり合いもなく、私どもの子供によってお亡くなりになった方たちに対して、深く深くお詫び申し上げたいと思います。それと合わせて、「だから言ったじゃないですか」ということばをあえて言わせていただきたいと思います。(略)</p>

	アナウンサー2人	それではここで中継です。井上死刑囚の死刑が執行された大阪拘置所から中継です。
9:58	〈中継〉 各地の拘置所	大阪、東京、広島、福岡の各拘置所前から記者リポート(略)
10:04	〈スタジオ〉	社会部デスクの解説(略)
10:07	〈中継〉	官房長官の記者会見(略)
10:10	〈スタジオ〉 伊藤弁護士 T) 伊藤芳朗弁護士 坂本堤弁護士事件などオウム事件 に関わる 被害対策弁護団	男性アナウンサー) 菅官房長官の会見が続いています。このあと行われる上川法務大臣に詳細を託すという発言がありました。 スタジオの被害対策弁護団、伊藤さん。まあ、非常にこれまで長い長い闘いが一つあったわけなんですけれども、今回の死刑執行を受けて、今どういうふうにお考えでしょうか。伊藤弁護士) まあ率直なところ、やっどこまでできたかという感想です。私にとっては、平成元年の11月に坂本さんが一家でいなくなったところが、この関わりのとっかかりだったんですが、それから本当にこの平成が終わる、この間際まで死刑執行にかかってしまったということは、残念ではありますが、そのプロセス自体は、私自身は法律家としては理解しておりますので、まあやっどこまでたどり着けたというふうに思っております。 男性アナウンサー) 今言う、その残念ではあるという部分はどこをポイントとして。 伊藤弁護士) どうしてまあこんなに長くかかってしまったのかということころはあるんですね。ただ、まあそれを言い出すと、高橋受刑者が長く逃亡していたりとか、その間、証人で呼ばれる可能性がある以上、死刑執行するわけにはいかないとか、そういう事情は理解できますが、ただやはり、まあ世間の皆さんもそうでしょうし、我々もあのまあ、松本死刑囚が生きながらえればそれだけ、まあ生きていだけで悪影響というものはあると、いうふうに思っておりましたので、これだけ時間がかかってしまったことについては残念に思います。 女性アナウンサー) 伊藤芳朗弁護士は被害者や家族の方々と寄り添ってこられました。改めて死刑執行まで、その20年以上かかってしまった、これは被害者や家族の方々、きょう、どのように受け止めていらっしゃると思いますか。 伊藤弁護士) まあ被害者、それからご遺族の方々はですね、その、死刑執行でまた、終わるわけではないですが、一つの区切りと
10:12	T) 松本死刑囚が生きただけで悪影響	

		<p>いうふうに考えていらっしやったので、まあある意味ほっとされた部分はあるだろうと思っております。</p> <p>(以下、永岡会長とのやりとり)</p>
10:16	<p>〈スタジオ〉 〈写真接写〉 松本死刑囚 T)NEXT 死刑執行 最新情報</p>	<p>この時間は番組を予定を変更してお伝えしています。いったんコマーシャルです。 (音楽)</p>
10:16	CM	
10:18	〈スタジオ→中継〉	「アレフ」、「ひかりの輪」 各施設前からリポート (略)
10:21	〈スタジオ〉	社会部デスクの解説 (略)
10:22	〈スタジオ→VTR〉	「中川智正死刑囚とは」
10:25	<p>〈スタジオ〉 ※ニュース速報 タイトル) 速報 オウム真理教 松本死刑囚ら7人に死刑執行 フリップ 「オウム真理教事件 死刑囚」 (死刑囚13人の名前と写真) *土谷、遠藤死刑囚の写真に女性アナが「執行」シールを貼る (新実死刑囚にはすでに貼られている) *10:28 同フリップ 7人に「執行」と表示</p>	<p>男性アナウンサー) 速報です。これまで4人の死刑執行が行われましたが、残る3人、これまで死刑執行、手続きに入っていたということなのですが、今、オウム真理教、新実智光死刑囚、そして土谷正美死刑囚、さらに遠藤誠一死刑囚の3人の死刑が執行されました。これで合わせて7人の死刑執行ということになりました。速報です。土谷正美死刑囚、新実智光死刑囚、そして遠藤誠一死刑囚、3人の死刑が加えて執行されました。これで、松本死刑囚ら13人の死刑囚のうち、7人の死刑が執行されたこととなります。 〇〇さん、人数が増えて、ということなのですが。</p>
10:26		<p>社会部デスク) 一日に7人の刑が執行されるというのは、私聞いたことがないのでかなり驚きなんですけれども・・・(略)</p>
10:30	<p>〈スタジオ〉 〈写真接写〉 松本死刑囚 T)NEXT 死刑執行 最新情報</p>	<p>このあと、お昼12時45分から上川法務大臣の記者会見が行われるということです。いったんコマーシャルです。 (音楽)</p>
10:30	CM	
※以下、主な項目のみ記載		
10:32	<p>〈スタジオ〉 〈VTR〉 刑場</p>	死刑執行の流れと刑場の説明、社会部デスクの解説
10:38	〈スタジオ→中継〉	警視庁記者クラブからリポート

10:40	〈VTR〉 松本死刑囚 T) NEXT この後も死刑執行最新情報	このあとも最新情報をお伝えします。いったんコマーシャルです。 (音楽)
10:42	〈スタジオ→VTR〉	「オウム 無差別テロ集団への道」
10:48	〈スタジオ〉	永岡会長、伊藤弁護士とのやりとり
10:50	〈スタジオ→中継〉	「山田らの集団」施設前からリポート
10:54	〈VTR他〉	大雨関連ニュース
11:01	〈スタジオ→VTR〉	海外メディアの反応
11:04	〈スタジオ、VTR〉	社会部デスク、永岡会長
11:12	〈スタジオ〉	社会部デスク、伊藤弁護士
11:17	〈スタジオ→VTR〉	被害者遺族の記者会見
11:23	〈スタジオ〉 アナウンサー2人	オウム真理教地下鉄サリン事件で夫を亡くしました高橋シズエさんの会見でした。きょう死刑執行された、こちらの7人です。一連の裁判に時間がかかり、多くの事件を起こしたオウム真理教の恐ろしさを改めて知ったと語りました、高橋シズエさん。すべての事件がこれで解決というわけではありませんが、番組の途中ですが、ここでオウム真理教死刑執行のニュースをお伝えしました。永岡さん、そして伊藤弁護士、〇〇デスク、ここまでありがとうございました。

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面・ヒアリングによる双方の主張と答弁（要約）

	申立人	被申立人
主な主張	<p>■刑が執行された死刑囚の写真に「執行」のシールを貼っていった演出は、人の命を奪う死刑執行をショーのように扱うものである。肉親の死を商業利用され、見世物にされているように感じられ、身内と見知った人たちを喪った悲しみに打ちのめされているところに追い打ちをかけられた。実の父親の死がショーとして利用されることは、わたし自身の名誉感情を害している。</p> <p>■人の命を奪う刑罰を、誇大または刺激的に報じており、放送倫理にも違反している。</p>	<p>■生放送で速報情報を扱う時間的、技術的制約の下、複数の死刑囚の執行情報を視聴者に分かりやすく伝えるため、死刑囚全員の名前と顔写真をまとめたフリップと「執行」のシールを用意する方法を採用した。死刑執行をショー化、見世物化するものではなく、申立人の人権を侵害していない。表現上の配慮も十分行っており放送基準などに違反していない。</p> <p>■オウム真理教による一連の事件は戦後犯罪史に残る凶悪事件で、死刑囚の死刑執行は国民にとって極めて重大な関心事であり、放送には高い公共性・公益性がある。</p>
フリップへのシール貼付	<p>■死者に対する表現が遺族固有の名誉を侵害しない場合でも、遺族の敬けん感情や敬愛追慕の情を理由に不法行為責任を追及することができる。シール貼付の必要性、相当性を欠く以上、これらの権利を侵害する。</p> <p>■（執行の情報）大きな文字のテロップで流したほうが格段に分かりやすく、フリップにシールを貼る必要性はない。</p> <p>■父親にシールを貼る場面がなくても、多くの批判があるとおり一般視聴者が受ける番組全体の印象は死刑執行の公開ショーであり、シール貼付は相当性を欠く。</p> <p>■大寫しのフリップにシールを貼る場面が放送され、一般の視聴者は、実際のシールの大きさにかかわらず、大きなシールが繰り返し貼られたという印象を受ける。</p>	<p>■社会通念上許される限度を超える行為に該当せず、著しい人格攻撃を行うような行為でもなく、申立人の名誉感情を侵害しない。敬愛追慕の情も、社会通念上受忍すべき限度を超えて侵害したとはいえない。</p> <p>■死刑囚13人のうち、誰が執行されたかを分かりやすく伝えるうえで必要性がある。</p> <p>■シールを貼る場面は土谷、遠藤両死刑囚へのわずか約12秒で、松本死刑囚にはない。シールのサイズや文字の色などにも配慮しており、表現には相当性がある。</p> <p>■申立人が提出した資料にあるツイッター等での反応は、実際に放送を見ていないなど、誤った事実にもとづく見解である。</p>

<p>出演者の発言</p>	<p>■伊藤芳朗弁護士の「生きているだけで悪影響はあると思っていた」という発言は、遺族の名誉感情を害する。一般の視聴者には、この発言と、「生きているだけで悪影響」という画面のテロップが強く記憶に残る。</p> <p>■放送では公安審査委員会の決定に触れておらず、視聴者はそうした情報をもとに判断できない。弁護士がどのような活動をしてきたか明確でなく、被害対策弁護団の一員として発言したと理解することも容易ではない。</p>	<p>■死刑判決確定後も刑が長期間執行されず、松本死刑囚の影響力の現存を公安審査委員会が認定する中、「松本死刑囚の死刑執行までに時間がかかれば、それだけ悪影響はある」との趣旨で発言したことは明らかである。</p> <p>■弁護士の発言は、被害対策弁護団の一員としての感想や、被害者や遺族の被害感情や応報感情を代弁したものと解釈できる。社会通念上許されるもので、申立人の名誉感情を侵害していない。</p>
<p>事実関係の正確性</p>	<p>■中川、早川死刑囚の移送先の拘置所名を間違えたほか、井上、早川死刑囚について矛盾した紹介をするなど間違いが何か所もあり、報道番組でありながら正確性に欠けている。</p> <p>■番組内で訂正されたのは中川死刑囚の移送先だけで、ほかに訂正されていない箇所や、訂正されたかどうか判別できない箇所がある。</p> <p>■こうした正確性の軽視は、死刑をショー化し面白おかしく伝えようとする姿勢を裏付けている。</p>	<p>■中川死刑囚の移送先を福岡拘置所と説明したが、すぐ広島拘置所と正しく言い直した。</p> <p>早川死刑囚の移送先を広島拘置所と言ったが、のちに福岡拘置所と、コメントや地図で正しく説明した。</p> <p>井上死刑囚の立場を「送迎役、散布役」と伝えたが、のちに「地下鉄サリン事件で総合調整役とされた」と正しく説明した。早川死刑囚の説明に誤りはない。</p> <p>■いずれも最終的に正しく放送されており、正確性に欠ける内容ではない。</p>
<p>放送倫理上の問題</p>	<p>■人の命を奪う刑罰をショー化し、人命を軽視するなど、日本民間放送連盟放送基準の「人権」や「表現上の配慮」等の条項に抵触する。</p> <p>■放送倫理基本綱領（民放連・NHK）の「適正な言葉と映像を用いる」、「品位ある表現を心掛けるようつとめる」に違反している。</p>	<p>■放送基準に即して表現上の配慮を十分行っており、適切な言葉と映像を用い、品位ある表現で放送した。放送基準、放送倫理基本綱領に違反していない。</p>

VI 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2018年 7月 6日	フジテレビ 本件番組を放送
2019年 6月 5日	申立人 「申立書」提出
8月20日	フジテレビ 「経緯と見解」提出
10月15日	第274回委員会 審理入りを決定
10月30日	フジテレビ 「答弁書」提出
11月15日	第275回委員会 審理
11月27日	申立人 「反論書」提出
12月 4日	フジテレビ 「再答弁書」提出
12月17日	第276回委員会 審理
2020年 1月 6日	起草委員による論点整理・質問作成
1月21日	第277回委員会 審理
2月18日	第278回委員会 ヒアリングと審理
3月11日	第1回起草委員会 決定案作成
3月17日	第279回委員会 審理
4月 4日	起草委員による修正案作成
5月19日	第280回委員会 審理
6月 5日	第2回起草委員会 修正案作成
6月16日	第281回委員会 審理、「委員会決定案」了承
6月30日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正司
委員長代行	曾我部	真	裕
委員	紙	谷	雅子
委員	城	戸	真亜子
委員	國	森	康弘
委員	二	関	辰郎
委員	廣	田	智子
委員	松	田	美佐
委員	水	野	剛也